明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○国土交通省令第五十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（企画室並びに物流環境政策調整官、災害物流対策官及び総合物流施設企画調整官）」に改め、同条第一項中「物流環境政策室並びに国際物流企画調整官、物流渉外官、総合物流施設企画調整官及び国際複合物流企画調整官」を「企画室並びに物流環境政策調整官、総合物流施設企画調整官及び災害物流対策官」に改め、同条中第三項及び第四項を削り、同条第二項中「物流環境政策室は」を「物流環境政策企画調整官は、命を受けて」に改め、「政策」の下に「に係る重要事項について」を加え、「（政策統括官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　企画室は、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務（国際物流課並びに物流環境政策調整官及び災害物流対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　企画室に、室長を置く。

第二十一条第五項を次のように改める。

5　災害物流対策官は、命を受けて、災害物流（災害時における貨物流通を言う。）の円滑化に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第二十一条第六項中「他局及び政策統括官」を「港湾局」に改め、同条第七項を削る。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（物流渉外官及び国際複合物流企画調整官）

第二十一条の二　国際物流課に、物流渉外官及び国際複合物流企画調整官それぞれ一人を置く。

2　物流渉外官は、国際的な貨物流通に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　国際複合物流企画調整官は、貨物利用運送事業に係る国際複合一貫輸送（本邦と外国との間の貨物の輸送であって、異なる二以上の種類の運送機関により一貫して行われるものをいう。）の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第二十五条第二項第一号及び第五項中「海外プロジェクト推進課及び」を「国際物流課及び海外プロジェクト推進課並びに」に改める。

第九十五条の見出し及び同条第一項中「危機管理室、技術企画室、財務企画室」を「海事振興企画室、業務監理室」に改め、「、油濁保障対策官」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課並びに国際企画調整室、海事振興企画室及び国際協力調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関すること。

三　水上運送事業及び造船に関する事業に関する税制に関する調整に関すること。

四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

第九十五条第四項中「安全・環境政策課及び」を「安全政策課及び海洋・環境政策課並びに」に改め、同条第六項から第九項までを次のように改める。

6　海事振興企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　海事代理士に関すること。

三　海事思想の普及及び宣伝に関すること。

7　海事振興企画室に、室長を置く。

8　業務監理室は、船舶の航行の安全の確保、船員の適正な労働環境の確保及び海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する事務の運営の指導及び改善に関する事務をつかさどる。

9　業務監理室に、室長を置く。

第九十五条中第十項及び第十一項を削り、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とし、第十四項を第十二項とし、第十五項を削り、第十六項を第十三項とし、第十七項から第二十一項までを三項ずつ繰り上げる。

第九十六条を次のように改める。

（危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに安全政策調整官、国際業務調整官、首席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務）

第九十六条　安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに安全政策調整官、国際業務調整官及び首席運航労務監理官それぞれ一人、次席運航労務監理官二人並びに油濁保障対策官一人を置く。

2　危機管理室は、海事局の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　危機管理室に、室長を置く。

4　安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること。

二　船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。

三　船員労務官の行う事務の監察に関すること。

四　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

5　安全監理室に、室長を置く。

6　船舶安全基準室は、次に掲げる事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。

二　船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

三　船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関すること。

四　船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。

7　船舶安全基準室に、室長を置く。

8　安全政策調整官は、命を受けて、船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9　国際業務調整官は、安全政策課の所掌に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（危機管理室及び油濁保障対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

10　首席運航労務監理官は、命を受けて、次に掲げる事務を行い、及び当該事務を統括する。

一　旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関すること。

二　船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関すること。

三　船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。

11　次席運航労務監理官は、首席運航労務監理官を助け、首席運航労務監理官の所掌に属する事務を整理する。

12　油濁保障対策官は、タンカー油濁損害の賠償を保障する制度に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整、国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百一条を削り、第百条を第百一条とし、第九十九条を削る。

第九十八条第二項第三号中「海事人材政策課」を「船員政策課」に改め、同条を第百条とする。

第九十七条を第九十九条とし、第九十六条の二を削り、第九十六条の次に次の二条を加える。

（海洋開発戦略室、環境渉外室及び技術企画室並びに環境政策推進官）

第九十七条　海洋・環境政策課に、海洋開発戦略室、環境渉外室及び技術企画室並びに環境政策推進官一人を置く。

2　海洋開発戦略室は、海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。